

第96期決算公告

平成19年6月29日

富山市総曲輪二丁目2番8号

株式会社 富山第一銀行

取締役頭取 金岡 純二

貸借対照表(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	10,568	預金	861,569
現金	8,605	当座預金	49,915
預け	1,962	普通預金	234,070
コ－ル口座	15,000	貯蓄預金	38,682
買入金	221	通知預金	6,548
商有品	322	定期預金	517,059
商有品	300	定期積金	8,269
商有品	21	その他の預金	7,024
金銭の信託	900	譲渡性預金	25,054
有価証券	288,279	コ－ルマネー	11,581
国債	90,610	借入金	15,000
地方債	26,740	借入金	15,000
社債	45,371	外国為替	0
株	51,697	売渡外国為替	0
その他の証券	73,859	未払外国為替	0
貸出	673,163	その他の負債	3,304
割引手形	40,489	未決済為替借	232
手形	63,288	未払法人税等	672
証書	490,335	未払費用	1,417
当座	79,050	前受収益	470
外国為替	3,020	従業員預り金	257
外買入	1,941	給付補てん備	3
取立	541	金融派生商品	41
その他の外国為替	537	その他の負債	208
未決済為替	3,367	役員賞与引当金	24
前払費用	107	退職給付引当金	3,451
未収収益	32	役員退職慰労引当金	420
金融派生商品	1,652	繰延税金負債	3,366
その他の資産	40	再評価に係る繰延税金負債	1,656
有形固定資産	1,533	支払承諾	7,239
建物	9,724	負債の部合計	932,668
土地	1,552		
その他の有形固定資産	7,116	(純資産の部)	
無形固定資産	1,055	資本	8,000
その他の無形固定資産	44	資本剰余金	5,430
支払承諾見返	44	資本準備金	5,430
貸倒引当金	7,239	利益剰余金	41,528
	8,606	利益準備金	2,081
		その他利益剰余金	39,447
		別途積立金	33,860
		繰越利益剰余金	5,587
		自己株式	181
		株主資本合計	54,777
		その他有価証券評価差額金	13,772
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	2,027
		評価・換算差額等合計	15,799
		純資産の部合計	70,576
資産の部合計	1,003,245	負債及び純資産の部合計	1,003,245

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5．有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 21年～24年

動 産 4年～20年

6．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。

7．外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記24.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定

結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,788百万円であります。

9. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当期に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は24百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、発生翌期に一括費用処理しております。
11. 従来、役員退職慰労金は、支出時の費用として処理しておりましたが、当期から内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。この変更は、役員の在任期間の状況等から、将来における役員退職慰労金の負担額が重要性を増していることに鑑み、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号。)の公表を契機として期間損益の適性化及び財務内容の健全化を図るために行ったものであります。これにより、従来の方法に比べ経常利益及び税引前当期純利益は420百万円減少しております。
12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施して、繰延ヘッジによっております。当行のリスク管理方法に則り、ヘッジ指定を行いヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することでヘッジの有効性を評価しております。
14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション

ン相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

16. 関係会社の株式総額 1 3 百万円

17. 関係会社に対する金銭債権総額 1 3 , 4 9 3 百万円

18. 関係会社に対する金銭債務総額 5 1 1 百万円

19. 有形固定資産の減価償却累計額 8 , 2 0 2 百万円

20. 有形固定資産の圧縮記帳額 2 1 4 百万円

21. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び周辺機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

22. 貸出金のうち、破綻先債権額は 9 3 9 百万円、延滞債権額は 1 3 , 2 3 6 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 1 4 百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4 , 8 2 9 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1 9 , 0 2 0 百万円であります。

なお、22. から 25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 4 1 , 0 3 1 百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 11,160百万円

担保資産に対応する債務

預金 655百万円

コ-ルマネ- 10,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,651百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は10百万円及び敷金は474百万円であります。

28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額3,190百万円

29. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。

30. 「有価証券」の中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は10,340百万円であります。

31. 1株当たりの純資産額 1,165円49銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

32. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益剰余金として計上しております。

当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、89百万円であります。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、が含まれております。以下36.まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	322	2

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	24,664	25,043	379	379	-
地方債	18,762	18,912	149	150	0
社債	17,270	17,514	244	252	7
その他	7,599	7,776	176	184	8
合計	68,297	69,246	949	966	17

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	29,288	50,177	20,888	20,897	8
債券	89,264	90,784	1,520	1,572	51
国債	64,734	65,946	1,211	1,211	-
地方債	7,879	7,977	98	98	-
社債	16,650	16,861	210	262	51
その他	65,561	66,259	698	1,091	392
合計	184,113	207,221	23,107	23,561	453

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 9,335 百万円を差し引いた額 13,772 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

34. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	111,276	1,142	667

35. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場社債	11,240
子会社・子法人等株式 子会社・子法人等株式	13
その他有価証券 非上場株式	1,507

36. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	14,848	78,305	69,567	-
国債	1,762	33,274	55,573	-
地方債	3,290	15,308	8,141	-
社債	9,796	29,722	5,852	-
その他	2,044	23,506	25,872	1,993
合計	16,893	101,812	95,440	1,993

37. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	900	900	-

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、73,800百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが73,420百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的(半年毎に)に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	6,615	百万円
退職給付引当金	1,394	
減価償却費損金算入限度超過額	478	
未払事業税否認額	73	
税法上の繰延資産償却限度超過額	103	
その他	519	
繰延税金資産小計	9,185	
評価性引当額	3,216	
繰延税金資産合計	5,969	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	9,335	
その他	0	
繰延税金負債合計	9,335	
繰延税金負債の純額	3,366	百万円

40. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、「株主資本」、「評価・換算差額等」に区分のうえ表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は70,576百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益として「その他資産」及び「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」、「土地」、「その他の有形固定資産」に区分表示しております。

「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、敷金・保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

41. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は13.64%です。

第96期 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金	額
経常収益		23,117
資金運用収益	19,059	
貸出金利息	12,595	
有価証券利息配当金	6,224	
コールローン利息	15	
預け金利息	0	
その他の受入利息	224	
役務取引等収益	2,339	
受入為替手数料	851	
その他の役務収益	1,488	
その他業務収益	851	
外国為替売買益	297	
商品有価証券売買益	11	
国債等債券売却益	362	
国債等債券償還益	84	
その他の業務収益	95	
その他経常収益	867	
株式等売却益	780	
金銭の信託運用益	3	
その他の経常収益	82	
経常費用		17,873
資金調達費用	1,818	
預金利息	1,400	
譲渡性預金利息	52	
コールマネー利息	191	
債券貸借取引支払利息	36	
借入金利息	9	
その他の支払利息	128	
役務取引等費用	1,238	
支払為替手数料	300	
その他の役務費用	938	
その他業務費用	730	
国債等債券売却損	667	
国債等債券償還損	28	
その他の業務費用	34	
営業経費用	11,504	
その他経常費用	2,581	
貸倒引当金繰入額	1,919	
貸出金償却	0	
株式等売却損	0	
株式等償却	13	
その他の経常費用	647	
経常利益		5,244
特別利益		635
固定資産処分益	0	
償却債権取立益	634	
特別損失		86
固定資産処分損	8	
減損	78	
税引前当期純利益		5,793
法人税、住民税及び事業税		1,995
法人税等調整額		1,220
当期純利益		2,577

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	197百万円
役務取引等に係る収益総額	9百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	0百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	30百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	719百万円

3．1株当たり当期純利益金額 42円54銭

4．当期において以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失(百万円)
富山県内	営業用店舗	-	-	-
	遊休資産	-	-	-
富山県外	営業用店舗	-	-	-
	遊休資産	2物件	土地	78
合計				78

当行は、営業用店舗については最小区分である営業店単位（ただし、同一建物内で複合店舗が営業している場合は、一体とみなす）で、又、遊休資産については、おのおの個別に1単位としてグルーピングを行っております。本部、研修所、寮社宅（個別店に限定出来るものは個別店に含める）、厚生施設等については共用資産としております。

用途の変更により遊休資産とした上記2物件については、継続的な地価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（78百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

当期における減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

5. 従来は、損益計算書の末尾において当期未処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分計算書は当期より作成していません。

6. 関連当事者との取引

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	事業内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	中尾 哲雄	当行監査役 (株)インテック 代表取締役 会長	被所有 直接 0.0%	・電算機の 保守管理等	407	-	-
				・資金の貸付	-	貸出金	6,765
				・私募債 の取得	-	有価証券	1,000
役員	梅沢 直正	当行監査役 (株)北日本新 聞社代表取 締役社長	被所有 直接 0.0%	・資金の貸付	-	貸出金	270

(注)取引条件及び取引条件の決定方針

取引金額には消費税等は含まれておりません。

一般の取引先と同様な条件で行っております。

中尾哲雄氏は平成18年10月2日をもって(株)インテックの代表取締役を退任致しました。

なお、取引金額407百万円は退任時までの金額であり、また貸出金6,765百万円は退任時の残高であります。

## 連結財務諸表の作成方針

### ( 1 ) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 5 社

会社名

富山ファースト・ビジネス(株)

富山ファースト・リース(株)

富山ファースト・ディーシー(株)

富山ファースト機販(株)

(株)富山ファイナンス

非連結子会社及び子法人等 該当ありません

### ( 2 ) 持分法の適用に関する事項

該当ありません

### ( 3 ) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

1 2 月末日 1 社

3 月末日 4 社

連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

### ( 4 ) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

### ( 5 ) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生会計年度において全額償却しております。

連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	10,683	預 金	861,080
コールローン及び買入手形	15,000	譲 渡 性 預 金	25,054
買 入 金 銭 債 権	221	コールマネー及び売渡手形	11,581
商 品 有 価 証 券	322	借 用 金	18,685
金 銭 の 信 託	900	外 国 為 替	0
有 価 証 券	297,477	そ の 他 負 債	4,707
貸 出 金	660,795	役 員 賞 与 引 当 金	24
外 国 為 替	3,020	退 職 給 付 引 当 金	3,464
そ の 他 資 産	7,177	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	420
有 形 固 定 資 産	18,124	繰 延 税 金 負 債	3,486
建 物	1,633	再評価に係る繰延税金負債	1,656
土 地	7,183	支 払 承 諾	7,239
その他の有形固定資産	9,307		
無 形 固 定 資 産	614	負 債 の 部 合 計	937,401
その他の無形固定資産	614	( 純 資 産 の 部 )	
支 払 承 諾 見 返	7,239	資 本 金	8,000
貸 倒 引 当 金	9,216	資 本 剰 余 金	5,433
		利 益 剰 余 金	41,699
		自 己 株 式	181
		株 主 資 本 合 計	54,950
		その他有価証券評価差額金	13,822
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,027
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	15,849
		少 数 株 主 持 分	4,158
		純 資 産 の 部 合 計	74,958
資 産 の 部 合 計	1,012,359	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,012,359

## 連結貸借対照表の注記

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5．当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 21年～24年

動 産 4年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

なお、リース資産は、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

6．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。

7．当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8．当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記21.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,788百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

9. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は24百万円増加し、税金等調整前当期純利益は24百万円減少しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	発生年度の翌連結会計年度に一括費用処理
----------	---------------------
11. 従来、役員退職慰労金は、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度から内規に基づく年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。この変更は、役員の在任期間の状況等から、将来における役員退職慰労金の負担額が重要性を増していることに鑑み、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号。)の公表を契機として期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るために行ったものであります。これにより、従来の方法に比べ経常利益及び税金等調整前当期純利益は420百万円減少しております。
12. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施して、繰延ヘッジによっております。当行のリスク管理方法に則り、ヘッジ指定を行いヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッ

ジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することでヘッジの有効性を評価しております。

14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計期間の費用に計上しております。

16. 有形固定資産の減価償却累計額 16,277百万円

17. 有形固定資産の圧縮記帳額 214百万円

18. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び周辺機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は952百万円、延滞債権額は13,312百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は27百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,186百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,478百万円であります。

なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は41,031百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 11,945百万円

担保資産に対応する債務

預金 655百万円

コールマネー及び売渡手形 10,000百万円

借入金 700百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,651百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は15百万円及び敷金は488百万円あります。

25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価格(路線価)を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

3,190百万円

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は10,340百万円あります。

28. 1株当たりの純資産額 1,169円18銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出して

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下32.まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	322	2

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国 債	24,664	25,043	379	379	-
地方債	18,762	18,912	149	150	0
社 債	21,927	22,207	279	306	26
その他	9,994	10,196	201	210	8
合計	75,349	76,359	1,010	1,046	35

その他有価証券で時価のあるもの

	取 得 原 価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株 式	29,436	51,662	22,226	22,237	10
債 券	89,605	91,162	1,556	1,608	51
国 債	64,734	65,946	1,211	1,211	-
地方債	7,879	7,977	98	98	-
社 債	16,992	17,239	246	298	51
その他	65,765	66,514	749	1,141	392
合 計	184,807	209,340	24,532	24,988	455

なお、上記の評価差額から繰延税金負債9,911百万円を差し引いた額14,621百万円のうち少数株主持分相当額798百万円を控除した額13,822百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	111,507	1,194	670

31. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券 非上場社債	11,240
その他有価証券 非上場株式	1,547

32. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	15,448	81,204	71,068	-
国債	1,762	33,274	55,573	-
地方債	3,290	15,308	8,141	-
社債	10,395	32,621	7,353	-
その他	4,038	23,621	26,143	2,200
合計	19,486	104,826	97,211	2,200

33. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）
その他の金銭の信託	900	900	-

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は75,634百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが73,685百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	4,342百万円
<u>年金資産(時価)</u>	<u>864</u>
未積立退職給付債務	3,477
会計基準変更時差異の未処理額	-
未認識数理計算上の差異	13
<u>未認識過去勤務債務(債務の減額)</u>	<u>-</u>
連結貸借対照表計上額の純額	3,464
前払年金費用	-
退職給付引当金	3,464

36. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1)「資本の部」は「純資産の部」とし、「株主資本」、「評価・換算差額等」及び「少数株主持分」に区分のうえ表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は70,800百万円であります。

(2)繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益として「その他資産」及び「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(5)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

これにより、従来の「動産不動産」中の「土地建物動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として表示しております。

また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

(6)「その他資産」に含めて表示していたリース資産は、「有形固定資産」又は「無形固定資産」に含めて表示しております。

37. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準)は14.08%であります。

連結損益計算書

〔 平成18年4月 1日から  
平成19年3月31日まで 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		27,898
資 金 運 用 収 益	19,238	
貸 出 金 利 息	12,516	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	6,482	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	15	
預 け 金 利 息	0	
そ の 他 の 受 入 利 息	224	
役 務 取 引 等 収 益	2,346	
そ の 他 業 務 収 益	5,431	
そ の 他 経 常 収 益	881	
経 常 費 用		22,142
資 金 調 達 費 用	1,870	
預 金 利 息	1,400	
譲 渡 性 預 金 利 息	52	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	191	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	36	
借 用 金 利 息	61	
そ の 他 の 支 払 利 息	128	
役 務 取 引 等 費 用	1,217	
そ の 他 業 務 費 用	4,828	
営 業 経 費	11,662	
そ の 他 経 常 費 用	2,562	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,843	
そ の 他 の 経 常 費 用	718	
経 常 利 益		5,756
特 別 利 益		637
固 定 資 産 処 分 益	0	
償 却 債 権 取 立 益	636	
特 別 損 失		86
固 定 資 産 処 分 損 失	8	
減 損 損 失	78	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,307
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,172
法 人 税 等 調 整 額		1,262
少 数 株 主 利 益		280
当 期 純 利 益		2,592

## 連結損益計算書の注記

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．1株当たり当期純利益金額 42円79銭

3．「その他の経常費用」には、貸出金償却43百万円、株式等償却13百万円、役員退職慰労引当金繰入381百万円を含んでおります。

4．当連結会計年度において以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失(百万円)
富山県内	営業用店舗	-	-	-
	遊休資産	-	-	-
富山県外	営業用店舗	-	-	-
	遊休資産	2物件	土地	78
合計				78

当行は、営業用店舗については最小区分である営業店単位（ただし、同一建物内で複合店舗が営業している場合は、一体とみなす）で、又、遊休資産については、おのおの個別に1単位としてグルーピングを行っております。本部、研修所、寮社宅（個別店に限定出来るものは個別店に含める）、厚生施設等については共用資産としております。

用途の変更により遊休資産とした上記2物件については、継続的な地価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（78百万円）を減損損失として特別損失に計上しております

当連結会計年度における減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。